

表-7 指定副産物

副産物	業種	主務大臣	判断の基準の内容	勧告対象
石炭灰	電気業	経済産業大臣	用途に応じた製品となるよう、規格又は仕様に従って加工。 設備の整備。 技術の向上。 石炭灰利用促進計画を作成し、計画の実施状況を記録。 等	年間の電力の供給量が1億2千万キロワット時以上
土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材	建設業	国土交通大臣	建設発生土の搬出にあたっては、性質を区分。 工事現場で指導、副産物の分別、破碎を行い、再資源化施設を活用。 工事ごとに再生資源利用促進計画を作成し、計画の実施状況を記録。 等	年間の建設工事の施工金額が50億円以上

